



神戸市公報

発行所 神戸市中央区加納町6丁目5番1号
神戸市役所
編集兼印刷兼発行人 神戸市長
発行日 毎週火曜日

目次

種類	件名	所管部署	ページ
規則	神戸市営住宅条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則	建築住宅局住宅管理課	1
規則	神戸市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則	福祉局くらし支援課	2
告示	生活保護法等による指定医療機関の事業の休止	福祉局くらし支援課	9
告示	生保護法による指定介護機関の事業の休止	福祉局くらし支援課	10
告示	生活保護法等による指定施術者の指定	福祉局くらし支援課	11
告示	個人の市民税の控除の対象となる寄附金に係る団体の指定(特定非営利活動法人コミュニティ・サポートセンター神戸)	行財政局税務部市民税課	12
告示	道路法による道路の区域決定・供用開始(市道 野瀬3号線)	建設局道路管理課	13
告示	道路法による道路の廃止(県営土地改良事業野瀬北地区内の従前路線)	建設局道路管理課	14
告示	道路法による道路の区域変更・開始(市道 高津橋第25号線)	建設局道路管理課	15
告示	道路法による道路の区域変更・供用開始(市道 県道小部明石線、市道 出合白水線 市道高津橋第27号線)	建設局道路管理課	16
告示	道路法による道路の区域決定・供用開始(市道 小束台33号線、34号線)	建設局道路管理課	17
告示	道路法による道路の区域変更・開始(市道 本山村合併92号線)	建設局道路管理課	18
公告	開発行為に関する工事の完了(神戸市北区甲栄台1丁目他)	都市局都市計画課	19
水道局	神戸市指定給水装置工事事業者の廃止	水道局配水課	21
水道局	神戸市指定給水装置工事事業者の廃止	水道局配水課	22
水道局	神戸市指定給水装置工事事業者の指定	水道局配水課	23
交通局	神戸市交通局市バス営業所における職場環境及び組織風土改善のための調査委員会設置規程を廃止する規程	交通局経営企画課	24

神戸市営住宅条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和5年9月5日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第19号

神戸市営住宅条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

神戸市営住宅条例の一部を改正する条例（令和5年5月条例第3号）附則第1項ただし書に規定する神戸市営住宅条例（平成9年4月条例第12号）別表第1及び別表第5の改正規定（それぞれ神戸市営新桜の宮住宅の項に甲栄台2丁目を加える部分に限る。）の施行期日は、令和5年10月1日とする。

神戸市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年9月5日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第20号

神戸市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則

神戸市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則（平成27年12月規則第28号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（生活保護の決定等に関する事務及び情報）</p> <p>第5条 条例別表第2の4の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。</p>	<p>（生活保護の決定等に関する事務及び情報）</p> <p>第5条 条例別表第2の4の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。</p>

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第19条第1項の保護の決定及び実施に関する事務 次に掲げる情報

ア 生活保護法第6条第1項の被保護者であった者又は同条第2項の要保護者（以下この条において「要保護者等」という。）に係る生活保護の措置を要する生活に困窮する外国人（以下「生活に困窮する外国人」という。）に対して行う生活保護法の取扱いに準じた保護の実施、保護の開始若しくは保護の変更、職権による保護の開始若しくは職権による保護の変更、保護の停止若しくは廃止、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する情報（以下「外国人の生活保護実施関係情報」という。）

イ～エ [略]

(2)～(5) [略]

(6) 生活保護法第55条の4第1項の就労自立給付金又は同法第55条の5第1項の進学準備給付金の支給の申請に係る事実の審査に関する

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第19条第1項の保護の決定及び実施に関する事務 次に掲げる情報

ア 生活保護法第6条第1項の被保護者であった者又は同条第2項の要保護者（以下この条において「要保護者等」という。）に係る生活保護の措置を要する生活に困窮する外国人（以下「生活に困窮する外国人」という。）に対して行う生活保護法の取扱いに準じた保護の実施、保護の開始若しくは保護の変更、職権による保護の開始若しくは職権による保護の変更、保護の停止若しくは廃止、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する情報（以下「外国人の生活保護実施関係情報」という。）

イ～エ [略]

(2)～(5) [略]

(6) 生活保護法第55条の4第1項の就労自立給付金の支給の申請に係る事実の審査に関する事務 次に掲げる情報

事務 次に掲げる情報

ア、イ [略]

(7)、(8) [略]

(生活に困窮する外国人に係る生活保護法の取扱いに準じて行う保護の決定等に関する事務及び情報)

第12条 条例別表第2の11の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 生活に困窮する外国人に係る生活保護法第19条第1項の取扱いに準ずる保護の決定及び実施に関する事務 次に掲げる情報

ア～エ [略]

オ 生活に困窮する外国人に係る生活保護実施関係情報又は生活保護法第55条の4第1項の就労自立給付金若しくは同法第55条の5第1項の進学準備給付金の支給に関する情報

カ～ト [略]

ナ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第10条第1項の失業等給付の支給に関する情報、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成

ア、イ [略]

(7)、(8) [略]

(生活に困窮する外国人に係る生活保護法の取扱いに準じて行う保護の決定等に関する事務及び情報)

第12条 条例別表第2の11の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 生活に困窮する外国人に係る生活保護法第19条第1項の取扱いに準ずる保護の決定及び実施に関する事務 次に掲げる情報

ア～エ [略]

オ 生活に困窮する外国人に係る生活保護実施関係情報又は生活保護法第55条の4第1項の就労自立給付金の支給に関する情報

カ～ト [略]

23年法律第47号）第7条第1項
の職業訓練受講給付金の支給に
関する情報又は難病の患者に対
する医療等に関する法律（平成
26年法律第50号）第5条第1項
の特定医療費の支給に関する情
報

ニ 特定障害者に対する特別障害
給付金の支給に関する法律（平
成16年法律第166号）第3条第1
項の特別障害給付金の支給に関
する情報、特別支援学校への就
学奨励に関する法律（昭和29年
法律第144号）第2条の経費の支
弁に関する情報又は学校保健安
全法（昭和33年法律第56号）第24
条の医療に要する費用について
の援助に関する情報

(2)～(5) [略]

(6) 生活に困窮する外国人に係る生
活保護法第55条の4第1項の取扱
いに準ずる就労自立給付金又は同
法第55条の5第1項の取扱いに準
ずる進学準備給付金の支給の申請
に係る事実の審査に関する事務
第1号に掲げる情報

(7)、(8) [略]

(療養介護及び療養介護医療に係る

(2)～(5) [略]

(6) 生活に困窮する外国人に係る生
活保護法第55条の4第1項の取扱
い準ずる就労自立給付金の支給の
申請に係る事実の審査に関する事
務 第1号に掲げる情報

(7)、(8) [略]

(療養介護及び療養介護医療に係る

利用者負担額の軽減の実施に関する
事務及び情報)

第18条 条例別表第2の17の項の規則
で定める事務は、次の各号に掲げる
事務とし、同項の規則で定める情報
は、当該各号に掲げる事務の区分に
応じ当該各号に定める情報とする。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生
活を総合的に支援するための法律
第29条第1項の介護給付費（療養
介護（同法第5条第6項に定める
ものいう。以下同じ。）に係るもの
に限る。以下同じ。）及び同法第70
条第1項の療養介護医療費の支給
決定を受けた障害者に対する療養
介護及び療養介護医療並びに健康
保険法（大正11年法律第70号）第85
条第2項の入院時の食事療養に係
る利用者負担額の補助の申請に係
る事実についての審査に関する事
務 次に掲げる情報

ア～ケ [略]

- コ 当該申請を行う障害者又は当
該申請に係る障害児の保護者に
係る特定障害者に対する特別障
害給付金の支給に関する法律第
3条第1項の特別障害給付金の
支給に関する情報（以下「特別障

利用者負担額の軽減の実施に関する
事務及び情報)

第18条 条例別表第2の17の項の規則
で定める事務は、次の各号に掲げる
事務とし、同項の規則で定める情報
は、当該各号に掲げる事務の区分に
応じ当該各号に定める情報とする。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生
活を総合的に支援するための法律
第29条第1項の介護給付費（療養
介護（同法第5条第6項に定める
ものいう。以下同じ。）に係るもの
に限る。以下同じ。）及び同法第70
条第1項の療養介護医療費の支給
決定を受けた障害者に対する療養
介護及び療養介護医療並びに健康
保険法（大正11年法律第70号）第85
条第2項の入院時の食事療養に係
る利用者負担額の補助の申請に係
る事実についての審査に関する事
務 次に掲げる情報

ア～ケ [略]

- コ 当該申請を行う障害者又は当
該申請に係る障害児の保護者に
係る特定障害者に対する特別障
害給付金の支給に関する法律
（平成16年法律第166号）第3条
第1項の特別障害給付金の支給

害給付金関係情報」という。)又は特別児童扶養手当等の支給に関する法律第3条第1項の特別児童扶養手当、同法第17条の障害児福祉手当、同法第26条の2の特別障害者手当若しくは国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第97条第1項の規定による福祉手当の支給に関する情報

サ [略]

(2) [略]

第23条 条例別表第3の1の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 生活に困窮する外国人に係る生活保護法第19条第1項の取扱いに準ずる保護の決定及び実施に関する事務 次に掲げる情報

ア 特別支援学校への就学奨励に関する法律第2条の経費の支弁に関する情報

イ 学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に

に関する情報(以下「特別障害給付金関係情報」という。)又は特別児童扶養手当等の支給に関する法律第3条第1項の特別児童扶養手当、同法第17条の障害児福祉手当、同法第26条の2の特別障害者手当若しくは国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第97条第1項の規定による福祉手当の支給に関する情報

サ [略]

(2) [略]

第23条 条例別表第3の1の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 生活に困窮する外国人に係る生活保護法第19条第1項の取扱いに準ずる保護の決定及び実施に関する事務 次に掲げる情報

ア 特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和29年法律第144号)第2条の経費の支弁に関する情報

イ 学校保健安全法(昭和33年法律第56号)による医療に要す

<p>関する情報</p> <p>(2)～(5) [略]</p>	<p>る費用についての援助に関する情報</p> <p>(2)～(5) [略]</p>
---------------------------------	--

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

神戸市告示第328号

次の指定医療機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条4項の規定により、当該指定医療機関の事業を休止したとして届出があったので、生活保護法第55条の2の規定により告示する。

令和5年9月5日

神戸市長 久元喜造

1 病院，診療所又は薬局

名 称	所 在 地	休止年月日
ふるいち歯科医院	神戸市東灘区向洋町中7丁目1番5号	令和5年7月25日
訪問看護ステーションにじ	神戸市西区前開南町1丁目19番6号	令和5年7月31日

神戸市告示第329号

次の指定介護機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条4項の規定より、当該指定介護機関の事業を休止したとして届出があったので、生活保護法第55条の2の規定により告示する。

令和5年9月5日

神戸市長 久元喜造

1 介護事業者

当該休止にかかる介護事業所の名称	当該休止にかかる介護事業所の所在地	介護事業者の名称	介護事業者の主たる事務所の所在地	休止年月日	サービス種類
ふるいち歯科医院	神戸市東灘区向洋町中7丁目1番5号	古市 英史	神戸市東灘区向洋町中6丁目3番77号	令和5年7月25日	訪問看護 訪問リハビリテーション 居宅療養管理指導 介護予防訪問看護 介護予防訪問リハビリテーション 介護予防居宅療養管理指導
訪問看護ステーションにじ	神戸市西区前開南町1丁目19番6号	神戸医療生活協同組合	神戸市長田区腕塚町2丁目2番10号	令和5年7月31日	訪問看護 介護予防訪問看護

神戸市告示第330号

次の施術者について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の指定をしたので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和5年9月5日

神戸市長 久元喜造

1 はりきゅう師

施術所の名称	施術者の氏名	施術所の所在地	指定年月日
吉田 博樹（からだ元気治療院兵庫店）	吉田 博樹	神戸市長田区御屋敷通6丁目4番7号	令和5年8月1日
大道 優（すまいる針灸接骨院ラソラ川西院）	大道 優	川西市栄町11番1号	令和5年7月21日
高祖 健慈（訪問マッサージ神戸灘院）	高祖 健慈	神戸市東灘区田中町2丁目16番15号	令和5年7月20日
早間 しのぶ（あうん堂鍼灸院）	早間 しのぶ	神戸市中央区琴ノ緒町4丁目2番1号	令和5年8月1日

2 あん摩マッサージ

施術所の名称	施術者の氏名	施術所の所在地	指定年月日
高祖 健慈（訪問マッサージ神戸灘院）	高祖 健慈	神戸市東灘区田中町2丁目16番15号	令和5年7月20日

神戸市告示第331号

神戸市市税条例（昭和25年8月条例第199号）第23条の2第1項第3号の規定に基づき、個人の市民税の控除の対象となる寄附金に係る団体を指定したので、次のとおり告示する。

令和5年9月5日

神戸市長 久 元 喜 造

指定番号	指定年月日 (対象となる寄附金)	名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
20230006	令和5年8月10日 (令和5年7月2日から 令和10年7月1日までに 支出された寄附金)	特定非営利活動法人 コミュニティ・サポートセンター神戸 理事長 中村 順子 神戸市東灘区住吉東町5丁目2-2ビュータワー住 吉館104

神戸市告示第332号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように決定し、同条第2項の規定により、令和5年9月6日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和5年9月19日まで一般の縦覧に供する。

令和5年9月5日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	幅員 (メートル)
市道	野瀬3号線	神戸市北区淡河町野瀬字倉カリ 3187番地先から 神戸市北区淡河町野瀬字倉カリ 3185番1地先まで	170.40	最大 15.30 最小 4.50

神戸市告示第333号

道路法（昭和27年法律第180号）第10条の規定により、市道路線を次のように廃止する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、一般の縦覧に供する。

令和5年9月5日

神戸市長 久 元 喜 造

廃止する市道路線

県営土地改良事業野瀬北地区内の従前の市道路線

神戸市告示第334号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、令和5年9月6日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和5年9月19日まで一般の縦覧に供する。

令和5年9月5日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

道路の種類	路線名	区間	新旧別	延長 (メートル)	幅員 (メートル)
市道	高津橋第25号線	神戸市西区玉津町高津橋字西山神505番7地先から	新	40.20	最大 5.30 最小 3.30
		神戸市西区玉津町高津橋字西山神505番8地先まで	旧	40.20	最大 4.50 最小 2.40

神戸市告示第335号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、令和5年9月6日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和5年9月19日まで一般の縦覧に供する。

令和5年9月5日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

道路の種類	路線名	区 間	新旧別	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
県道	小部明石線	神戸市西区玉津町高津橋字土井ノ内604番1地先から 神戸市西区玉津町高津橋字土井ノ内601番1地先まで	新	40.20	最大 5.30 最小 3.30
			旧	40.20	最大 4.50 最小 2.40
市道	出合白水線	神戸市西区玉津町高津橋字土井ノ内601番1地先から 神戸市西区玉津町高津橋字土井ノ内597番10地先まで	新	27.50	最大 15.00 最小 15.00
			旧	27.50	最大 14.70 最小 14.10
市道	高津橋第27号線	神戸市西区玉津町高津橋字土井ノ内604番1地先から 神戸市西区玉津町高津橋字土井ノ内604番1地先まで	新	2.20	最大 4.00 最小 4.00
			旧	2.20	最大 3.00 最小 3.00

神戸市告示第336号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように決定し、同条第2項の規定により、令和5年9月6日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和5年9月19日まで一般の縦覧に供する。

令和5年9月5日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

道路の種類	路線名	区 間	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
市道	小束台33号線	神戸市垂水区小束台東868番 1438地先から 神戸市垂水区小束台東868番 1416地先まで	199.00	6.00
市道	小束台34号線	神戸市垂水区小束台東868番 1426地先から 神戸市垂水区小束台東868番 1431地先まで	59.00	6.00

神戸市告示第337号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、令和5年9月6日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和5年9月19日まで一般の縦覧に供する。

令和5年9月5日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

道路の種類	路線名	区 間	新旧別	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
市道	本山村合併 92号線	神戸市東灘区本山北町6丁目326番57地先から	新	53.40	最大 5.20 最小 5.20
		神戸市東灘区本山北町6丁目326番44地先まで	旧	53.40	最大 4.40 最小 4.30

神戸市公告

次の開発区域（工区）の全部について開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告します。

令和5年9月5日

神戸市長 久 元 喜 造

1 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

神戸市北区甲栄台1丁目18番1の一部、18番5、18番78、18番79、18番80、18番81、18番86、甲栄台2丁目3番97、3番99、3番100、3番101、3番102、3番115、3番116、3番117、14番30、14番30地先道路、14番106、14番107、14番108、14番109、甲栄台3丁目1番1の一部、1番2、1番3、1番4、1番5、3番64、3番64地先道路、3番103、12番2、12番3、14番107、緑町7丁目18番48、18番51、18番52の一部、山田町小部字ハシ折山18番6、24番の一部、山田町小部字出坂山14番110の一部 の内4-1工区

開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都港区芝2丁目32番1号

株式会社長谷工コーポレーション

代表取締役 池上 一夫

許可番号

令和2年11月10日 第7074号

（変更許可 令和3年12月8日 第1470号）

（変更許可 令和4年8月16日 第1491号）

（変更許可 令和4年11月8日 第1499号）

（変更許可 令和5年7月19日 第1508号）

2 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

神戸市西区宮下3丁目29番1、29番2、29番12、29番13

開発許可を受けた者の住所及び氏名

兵庫県明石市花園町2番地の2

株式会社 勝美住宅

代表取締役 渡辺 喜夫

許可番号

令和5年2月6日 第8100号

（変更許可 令和5年6月20日 第2060号）

（変更許可 令和5年8月3日 第2069号）

3 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

神戸市西区水谷2丁目12番1、12番22、12番23、12番24 の内二工区

開発許可を受けた者の住所及び氏名

神戸市中央区中山手通3丁目2番2号トア山手プラザウイング棟120号

みなとリアルエステート株式会社

代表取締役 矢野 優輝

許可番号

令和5年5月18日 第8120号

(変更許可 令和5年6月26日 第2062号)

神戸市水道告示第14号

神戸市指定給水装置工事事業者規程（平成10年3月水道管理規程第10号）第7条の規定により次のとおり神戸市指定給水装置工事事業者の事業の廃止の届出があったので、同規程第10条の規定により告示する。

令和5年9月5日

神戸市水道事業管理者 藤原政幸

指定番号	名称	所在地	代表者	廃止年月日
42105	株式会社 creative works	明石市港町2番7号	岸田 充弘	令和5年8月30日

神戸市水道告示第15号

神戸市指定給水装置工事事業者規程（平成10年3月水道管理規程第10号）第7条の規定により次のとおり神戸市指定給水装置工事事業者の事業の廃止の届出があったので、同規程第10条の規定により告示する。

令和5年9月5日

神戸市水道事業管理者 藤原政幸

指定番号	名称	所在地	代表者	廃止年月日
70986	近畿水道管理センター	大阪府寝屋川市松屋町 19-7-506	国本 憲治	令和5年8月30日

神戸市水道告示第16号

神戸市指定給水装置工事事業者規程（平成10年3月水道管理規程第10号）第5条の規定により次のとおり神戸市指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により告示する。

令和5年9月5日

神戸市水道事業管理者 藤原政幸

指定番号	名称	所在地	代表者	指定年月日
42318	おおやま設備株式会社	丹波篠山市大山宮 285-2	井上 隆紀	令和5年8月31日
42105	Lanakila	明石市港町2番7号	岸田 純子	令和5年8月31日
70986	株式会社国昇	大阪府枚方市大垣内町 2-12-8 荒堀ビル5階	国本 憲治	令和5年8月31日
42319	エイチタスシー株式会社	加古川市野口町水足93	結城 孝治	令和5年8月31日

令和5年9月5日

神戸市交通管理規程第4号

神戸市交通局市バス営業所における職場環境及び組織風土改善のための調査委員会設置規程を廃止する規程をここに公布する。

神戸市交通事業管理者 城南雅一

神戸市交通局市バス営業所における職場環境及び組織風土改善のための調査委員会設置規程を廃止する規程

神戸市交通局市バス営業所における職場環境及び組織風土改善のための調査委員会設置規程（令和4年11月14日交規程第11号）は、廃止する。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、令和5年8月4日から適用する。